

各位

| | | | |
|------|------------------|----------------------|----|
| 会社名 | 株式会社トゥエンティフォーセブン | | |
| 代表者名 | 代表取締役社長 | 松木 大輔 | |
| | | (コード番号: 7074 東証グロース) | |
| 問合せ先 | 取締役 コーポレート本部長 | 吉野 | 晴彦 |
| | (Tel. | 03-6432-4258) | |

**会社分割による持株会社体制への移行に伴う吸収分割契約締結及び
定款一部変更並びにストック・オプション（業績連動型新株予約権）の発行に関するお知らせ**

当社は、2024年11月25日付「持株会社体制への移行の検討開始に関するお知らせ」にてお知らせした持株会社体制への移行につきまして、本日開催の取締役会において、当社の100%子会社である株式会社トゥエンティフォーセブン設立準備会社（以下「承継会社」といいます。）との間で吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といい、本吸収分割契約に基づく吸収分割を「本吸収分割」といいます。）を締結することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

本吸収分割の効力発生後の当社は、2025年6月1日（予定）付で商号を「株式会社トゥエンティフォーセブンホールディングス」に変更するとともに、その事業目的を持株会社移行後の事業に合わせて変更する予定です。なお、本吸収分割による持株会社体制への移行及びこれに伴う定款の一部変更につきましては、2025年2月27日開催予定の当社第17回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）で関連する議案が承認されることを条件として実施する予定です。

また、当社は、本日開催の取締役会において、本定時株主総会に本店の所在地及び役付取締役に係る定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、合わせてお知らせいたします。

さらに、当社は、本日開催の取締役会において、取締役（社外取締役を除く。）に対するストック・オプション報酬額及び内容決定に関する議案を本定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、合わせてお知らせいたします。

記

I. 会社分割による持株会社体制への移行について

1. 持株会社体制への移行の背景と目的

当社は、「世界中の人々から常に必要とされる企業を創る」を経営理念として掲げ、ウェブマーケティングによって世の中のニーズを把握し、常に必要とされるサービス・商品を創出することを目的としており、事業面においては本日現在、パーソナルトレーニングジムを中心に全国で92店舗を展開しております。当社は、M&Aを含むパーソナルトレーニング事業との親和性の高い他社とのアライアンスによるサービス開発も検討している中、持株会社体制への移行により、持株会社はグループ経営機能に特化し、各事業会社は環境の変化に対応し、事業特性に応じたより機動的な事業展開を行うことにより、当社グループの企業価値向上を目指すことを目的として、2025年6月1日をもって持株会社体制に移行することといたしました。

2. 持株会社体制への移行の要旨について

(1) 本吸収分割の日程

| | |
|--------------------|----------------|
| 吸収分割契約承認取締役会（当社） | 2025年1月27日 |
| 吸収分割契約承認取締役会（承継会社） | 2025年1月27日 |
| 吸収分割契約締結 | 2025年1月27日 |
| 吸収分割契約承認株主総会 | 2025年2月27日（予定） |
| 吸収分割の効力発生日 | 2025年6月1日（予定） |

(2) 本吸収分割の方式

当社を分割会社とし、当社の100%子会社である株式会社トゥエンティフォーセブン設立準備会社を承継会社とする吸収分割であります。また、当社は持株会社として引き続き上場を維持いたします。

(3) 本吸収分割に係る割当の内容

承継会社は本吸収分割に際し、承継する承継対象権利義務の対価として、当社に対して株式その他の金銭等の割当を行いません。

(4) 本吸収分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

(5) 本吸収分割により増減する資本金等

該当事項はありません。

(6) 承継会社が承継する権利義務

承継会社は、効力発生日において、本吸収分割契約に定める権利義務を当社から承継いたします。なお、当社から承継会社に対する債務の承継は、重畳的債務引受の方法によります。

(7) 債務履行の見込み

当社においては、本吸収分割後の資産の額が負債の額を上回る見込みであること、本吸収分割後に負担する債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は現在予想されていないことから、当社の債務の履行の見込みに問題はないと判断しております。

これに対し、承継会社においては、本吸収分割後の資産の額が負債の額を下回る見込みです。しかし、本吸収分割契約において、承継対象となる当社の債務は、重畳的債務引受の方法により承継会社に承継させることとされており、当該債務の債権者は、本吸収分割後も当社への請求が可能であるところ、当社の資産の額は負債の額を十分上回ることが見込まれますので、当該債務の履行に支障はないものと判断しております。

3. 本吸収分割の当事会社の概要

| | 分割会社 2024年11月30日現在 | 承継会社 2025年1月17日設立時現在 |
|---------------|--|-------------------------|
| (1) 名称 | 株式会社トゥエンティフォーセブン | 株式会社トゥエンティフォーセブン設立準備会社 |
| (2) 所在地 | 東京都港区愛宕二丁目5番1号 | 東京都品川区東品川二丁目3番12号 |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 代表取締役社長 松木 大輔 | 代表取締役 松木 大輔 |
| (4) 事業内容 | パーソナルトレーニング事業 | パーソナルトレーニング事業 |
| (5) 資本金 | 99,992千円 | 10,000千円 |
| (6) 設立年月日 | 2007年12月28日 | 2025年1月17日 |
| (7) 発行済株式数 | 7,627,800株 | 1,000株 |
| (8) 決算期 | 11月末日 | 11月末日 |
| (9) 大株主及び持株比率 | いなよしキャピタルパートナーズ株式会社 44.07% NOVA ホールディングス株式会社 18.29% 小島 礼大 5.64% 株式会社SBI証券 2.02% 山岸 透 1.64% 楽天証券株式会社 1.02% 株式会社Wiz 1.00% 太田 繁芳 0.79% ABN AMRO CLEARING BANK 0.75% | 株式会社トゥエンティフォーセブン 100% |

| | | | |
|-----------------------------------|-------------------------------|--------------------------------|----------|
| | N. V. , SINGAPORE BRANCH | | |
| | BNP PARIBAS FINANCIAL MARKETS | 0.64% | |
| (10) 当事会社間の関係等 | 資本関係 | 当社が承継会社の発行済株式の100%を所有しております。 | |
| | 人的関係 | 当社が承継会社に取り締役4名、監査役1名を派遣しております。 | |
| | 取引関係 | 該当事項はありません。 | |
| (11) 直前事業年度の財政状態及び経営成績(2024年11月期) | | | |
| 純資産 | 147,811千円 | | 10,000千円 |
| 総資産 | 1,026,747千円 | | 10,000千円 |
| 1株当たり純資産 | 19.38円 | | 10,000円 |
| 売上高 | 2,527,254千円 | | — |
| 営業損失 | △363,498千円 | | — |
| 経常損失 | △380,730千円 | | — |
| 当期純損失 | △435,661千円 | | — |
| 1株当たり当期純損失 | △73.04円 | | — |

(注) 承継会社におきましては最終事業年度が存在しないため、その設立の日(2025年1月17日)における貸借対照表記載項目のみを記載しております。

4. 分割する事業の事業概要

(1) 分割する事業の内容

パーソナルトレーニング事業

(2) 分割する事業の経営成績(2024年11月期)

| | 分割事業 (a) | 当社実績 (b) | 比率 (a÷b) |
|-----|-------------|-------------|-------------|
| 売上高 | 2,527,254千円 | 2,527,254千円 | 100% |

(3) 分割する資産、負債の項目及び額(2024年11月30日現在)

| 資産 | | 負債 | |
|------|-----------|------|-----------|
| 項目 | 帳簿価格 | 項目 | 帳簿価格 |
| 流動資産 | 614,938千円 | 流動負債 | 555,985千円 |
| 固定資産 | 233,483千円 | 固定負債 | 292,435千円 |
| 合計 | 848,421千円 | 合計 | 848,421千円 |

(注) 上記金額は2024年11月30日現在の貸借対照表を基準として算出しているため、実際に承継される金額は、上記金額に効力発生日までの増減を調整した数値となります。

5. 本吸収分割後の状況(2025年6月1日現在(予定))

| | 分割会社 | 承継会社 |
|---------|---|---|
| (1) 名称 | 株式会社トゥエンティーフォーセブンホールディングス(2025年6月1日付で「株式会社トゥエンティーフォーセブン」より商号変更予定) | 株式会社トゥエンティーフォーセブン(2025年6月1日付で「株式会社トゥエンティーフォーセブン設立準備会社」より商号変更予定) |
| (2) 所在地 | 東京都品川区東品川二丁目3番12号(2025年3月1日付で東京都港区愛宕二丁目5番1号より移転予定) | 東京都品川区東品川二丁目3番12号 |

| | | |
|---------------|----------------|---------------|
| (3) 代表者の役職・氏名 | 代表取締役社長 松木 大輔 | 代表取締役 松木 大輔 |
| (4) 事業内容 | 当社グループ会社の経営管理等 | パーソナルトレーニング事業 |
| (5) 資本金 | 172,459 千円 | 10,000 千円 |
| (6) 決算期 | 11 月期末 | 11 月期末 |

6. 今後の見通し

承継会社は当社の 100%子会社であるため、本吸収分割が当社の業績に与える影響は軽微であります。

II. 定款の一部変更（商号及び目的の変更）について

1. 目的

持株会社体制への移行に際して、当社の商号を「株式会社トゥエンティーフォーセブンホールディングス」に変更し、事業目的については持株会社としての経営管理等を追加するものです。なお、本定款の一部変更は、本定時株主総会において議案が承認され、本吸収分割の効力が発生することを条件とし、本吸収分割の効力発生日に効力が発生するものとします。

2. 内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| 第 1 章 総 則 | 第 1 章 総 則 |
| (商号) 第 1 条 当社は、 <u>株式会社トゥエンティーフォーセブン</u> と称し、英文では、 <u>Twenty-four seven Inc.</u> と表示する。 | (商号) 第 1 条 当社は、 <u>株式会社トゥエンティーフォーセブンホールディングス</u> と称し、英文では、 <u>Twenty-four seven Holdings Inc.</u> と表示する。 |
| (目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 | (目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むこと <u>並びに次の事業を営む会社（外国法人を含む。）</u> 、その他の法人等の株式又は持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支援及び管理することを目的とする。 |
| 1～10（条文省略） | 1～10（現行どおり） |
| (新設) | 附 則 (商号及び目的変更に関する経過措置) |
| | 第 1 条 <u>第 1 条（商号）及び第 2 条（目的）の変更は、2025年6月1日をもって効力が生じるものとする。なお、本条は、効力発生日をもってこれを自動的に削除する。</u> |

3. 日程

定款変更のための定時株主総会

2025 年 2 月 27 日（予定）

定款変更の効力発生日

2025 年 6 月 1 日

III. 定款の一部変更（本店所在地の変更及び役付取締役の追加）について

1. 目的

当社は、2024 年 10 月 15 日付「本店所在地の移転に関するお知らせ」にて本店所在地を移転（移転先：東京都品川区東品川二丁目 3 番 12 号）する旨、お知らせいたしておりましたが、本日開催の取締役会において、当社の親会社である NOVA ホールディングス株式会社及びその子会社（以下、総称して「NOVA 社グループ」といいます。）と協業し、NOVA 社グループ全体での業務効率化によるシナジー効果を高めるため、また当社の固定費削減による収益改善の一助

とすべく、2025年3月1日に当社の本店所在地をNOVA社グループの本店機能が集まる東京都品川区に移転することを決議いたしましたので、定款第3条に定める本店の所在地を変更するものであります（なお、2025年2月1日より、順次移転を開始いたします。）。

また、経営基盤の一層の強化・充実を図るため、役付取締役として会長職を定めることができる旨を現行定款第21条第2項に追加するものであります。

2. 内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p>第1章 総 則</p> <p>（本店の所在地）</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>（代表取締役及び役付取締役）</p> <p>第21条（条文省略）</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を定め、必要に応じて取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>（新設）</p> | <p>第1章 総 則</p> <p>（本店の所在地）</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都品川区に置く。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>（代表取締役及び役付取締役）</p> <p>第21条（現行通り）</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を定め、必要に応じて<u>取締役会長</u>、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>（本店の所在地に関する経過措置）</u></p> <p>第2条 第3条（本店の所在地）の変更は、2025年3月1日をもって、その効力を生じるものとする。なお、本条は、<u>効力発生日をもってこれを自動的に削除する。</u></p> |

3. 日程

定款変更のための定時株主総会

2025年2月27日（予定）

定款変更の効力発生日

2025年3月1日（予定）

IV. ストック・オプション（業績連動型新株予約権）の発行について

1. 議案提案の理由

当社の業績と株式価値との連動制をより一層強固なものとし、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクを当社の株主の皆様と共有することで、当社取締役の中長期に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めるべく、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、ストック・オプションとしての業績連動型新株予約権を割り当てるものであります。

2. ストック・オプションに関する報酬等の額

現在の取締役の報酬等の額は、2015年8月1日開催の当社臨時株主総会において、年額150百万円以内として、2022年7月25日開催の当社臨時株主総会において、ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等を年額30百万円として、それぞれご決議をいただいたものであります。当社の業績向上および企業価値増大に対する意欲や士気を高めること等を目的として、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、ストック・オプションとしての業績連動型新株予約権を、下記のとおり割り当てることとしたいと存じます。

つきましては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、従来の取締役の報酬等の額とは別枠として、ストック・オプションとしての業績連動型新株予約権に関する報酬等の額を年額30百万円以内として設定したいと存じます。

本議案に基づき発行されるストック・オプションは、当社の業績向上および企業価値増大に対する意欲や士気を高めること等を目的として割り当てられるストック・オプションであり、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を

総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

3. ストック・オプションとしての業績連動新株予約権の具体的な内容及び数の上限

(1) 新株予約権の上限

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権の総数は、260個を上限とする。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、本議案の決議の日（以下「決議日」という。）以降、当社が、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、上記のほか、決議日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権と引き換えに金銭の払い込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により交付される株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日から5年以内とする。

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社の子会社若しくは関連会社の取締役であることを要する。ただし、当社の取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

また、新株予約権者は、以下の条件をいずれも満たす場合に限り、新株予約権を行使することができる。

- ① 新株予約権の行使日の直前期末において、当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合は損益計算書）において計上される経常利益が1百万円を超過すること
 - ② 新株予約権の行使日の前月末日における当社普通株式の市場株価の終値が1株500円を超過すること
- その他の新株予約権の行使の条件については、当社取締役会において定める。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会の決議が不要の場合は、当社取締役会の決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについて

の定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) 新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、当社取締役会において定める。

以 上